

〔論文〕

がん教育と特別活動の連携の可能性

——カリキュラム・マネジメントによる外部講師の授業と学級活動(2)——

天 野 幸 輔

名古屋学院大学外国語学部

要 旨

がん教育を充実させるうえで、学校での特別活動、殊に学級活動(2)の授業がどのようなことをなしうか、それらを連携させた学習にはどのような可能性や留意点が存在するのか、学習指導要領とその解説、「学校におけるがん教育の在り方について」にそって論じた。第3期がん対策推進基本計画と学習指導要領の改訂が重なる現在、がん教育の推進において特別活動への期待やなしえることは大きいと言える。カリキュラム・マネジメントによって、外部講師による授業や講演の後に、学級活動(2)を行う構想を示した。

キーワード：特別活動，がん教育，学級活動(2)，外部講師，カリキュラム・マネジメント

The trial of collaboration between cancer education and
special activities: curriculum management of class activities
(2) and the cancer education class assisted by an external lecturer

Kohsuke AMANO

Faculty of Foreign Studies
Nagoya Gakuin University

* 本稿においては、学級活動の内容「(2)日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」を学級活動(2)と表記している。

1. 問題の所在

文部科学省は、中学校での教育課程における特別活動の目標を、学習指導要領、第5章、第1「目標」で、次のとおり示している¹⁾。

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

この新学習指導要領の目標に対応した特別活動の授業実践を実現しながら、がん教育をどのように展開できるのだろうか。その具体的な授業はどのようなものであり、さらにどのような可能性を有しているのだろうか。この目標の実現そのものや特別活動の内容において、がん教育の目指すところと合致するのはどのような部分なのであるだろうか。また健康教育に軸足を置くがん教育との連携を考えると、特別活動においては「学級活動(2)」の内容項目「エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成」が想起される。しかしそれだけなのだろうか。がん教育において、この内容項目における授業の可能性を問うことが重要であることは疑いがないのだが、特別活動の授業には、その特質から、また「なすことによって学ぶ」という指導原理を有する点から、がん教育をもっと豊かにすること、ひいては子どもの学びを確かなものにする力が秘められているのではないだろうか。こうした問いに答えていく土台を築くことが、本稿の目的である。

がん教育は、「がん対策基本法」(2006) 公布を受けた「がん対策推進基本計画」の一部として、ますます足取りを確かなものにしてきている。「がん対策推進基本計画(第1期)」²⁾(2007)を経て、「がん対策推進基本計画(第2期)」³⁾(2012)の「全体目標(平成19年度からの10年目標)」に「(3) がんになっても安心して暮らせる社会の構築」が、そして「分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標」に「8. がんの教育・普及啓発 子どもに対するがん教育のあり方を検討し、健康教育の中でがん教育を推進する。」が加えられた。その流れの中で、「「がん教育」の在り方に関する検討会」(2014)の設置、「がん対策基本法の一部を改正する法律」(2016) 公布、そして現在は「がん対策推進基本計画(第3期)〈平成30年3月9日閣議決定〉」⁴⁾が遂行されている。

すでに文部科学省をはじめ、各都道府県教育委員会等はホームページ等を通じて、様々な教材や資料を公開、提供している⁵⁾。また研究校等による先駆的な授業実践⁶⁾から、徐々にがん教育が広く学

校での授業レベルで実践され始めている。それら先行実践に学び、特別活動の特質をより生かした授業づくりや、外部講師からの学びをさらに効果的に深めるカリキュラム・マネジメント、さらには学習内容として保健体育科よりも特別活動が妥当とされる⁷⁾「緩和ケア」「がん患者の生活の質」「がん患者の理解と共生」を扱う学級活動には、どのような可能性があるのだろうか。

こうした問いに答えていくことは、次々に新しく盛り込まれた教育内容への対応を迫られる中にあるとしても、より質の高い授業を追究する実践家の一助になるかもしれない。そもそも特別活動は、子どもたちが学校生活の中で最も楽しみにしている教科外活動の代表である⁸⁾。例えば中学校の卒業式において、卒業生代表による答辞の分量のほとんどが特別活動、ことに学校行事や生徒会行事、あるいは部活動に関する思い出に割かれている。極まれに教科の授業について語られても、担当教師との特定の思い出や不得手な分野を克服した経験であり、授業内容そのものへの語りに出会ったことがない。平成29年告示の学習指導要領を見ても、特別活動への期待の高まりを感じることができる。特別活動との連携を具体的に提案することは、がん教育のさらなる普及やよりよい実践につながるだろう。

がん教育は喫緊かつ学際的な課題である。何より児童生徒にとってよりよいと考えられる、学校での教育活動とするために、がん教育と特別活動の連携の在り方や可能性を探る。なお本稿では、義務教育段階を想定し、小学校と中学校を主な対象として論考することとする。

2. 学級活動(2)においてがん教育を取り上げる意義

2.1. 学習内容の系統性

がん教育と特別活動の連携については、例えば植田（2018）は保健体育科での学習からの発展的な内容を扱う授業として、また外部講師を活用する授業として、特別活動に対する期待を表明している⁹⁾。

ではがん教育と特別活動の連携を探るうえで、その一分野である「学級活動(2)」に焦点化する意義はどこにあるのだろうか。

それはまず学級活動の系統性である。学級活動は小学校と中学校の名称であり、高等学校ではホームルーム活動とされる。林（2019）は特別活動の目標が資質・能力育成の活動として、小学校から高等学校まで共通していることを指摘したうえで、学級活動・ホームルーム活動の目標について特徴的な用語を挙げ、「小学校から高等学校までで、学級活動・ホームルーム活動は共通の目標を追求していく教育活動なのである。」¹⁰⁾としている。

ここで学級活動およびホームルーム活動の目標を確認しておきたい。「小学校学習指導要領（平成29年告示）」¹¹⁾、第6章特別活動、第2各活動・学校行事の目標及び内容、〔学級活動〕1目標、に以下のように示されている。

学級や学校での生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組む

ことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

ここで言う「第1の目標」とは、本稿冒頭の引用部分を指している。上記の文言は、中学校学習指導要領（平成29年告示）でも同じであり、高等学校学習指導要領（平成30年告示）¹²⁾においては2か所の「学級」が「ホームルーム」に置き換わっているだけである。つまり学級活動は、小学校から高等学校までの12年間、話し合い活動をその方法の中心に据えて、同じ目標を発達の状況に応じて追究していく授業なのである。健康は、人生において誕生から途切れることなく継続する、という特徴をもった重要な問題である。そこにかかわるがん教育が、その教育課程において系統性のある学級活動で取り上げられることは、様々な点で意義深いことであろう。

では学級活動(2)における学習内容の系統性はどのようなものだろうか。それらをまとめたものが、表1である。

表1 学校段階別の学級活動(2)・ホームルーム活動(2)の内容

小学校	中学校	高等学校
(2)日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全	(2)日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全	(2)日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
ア 基本的な生活習慣の形成	ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成	ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成
イ よりよい人間関係の形成	イ 男女相互の理解と協力	イ 男女相互の理解と協力
ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成	ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応	ウ 国際理解と国際交流の推進
エ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成	エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成 オ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成	エ 青年期の悩みや課題とその解決 オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立

（出所）林（2019）を参考に、学習指導要領（平成29・30年告示）より作成

前述のとおり、まずは学級活動(2)の内容の意味するところは「日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」と、小中高とも一致している。健康教育に軸足を置くがん教育に引き付けて、さらに細かく内容項目を確認すると、小学校での「ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成」、中学校での「エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成」、「オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立」に学級活動(2)における系統性と見て取れると言えるだろう。

内容の系統性から学級活動(2)においてがん教育との連携を図る意義の一つとして、前掲書の林による以下の指摘¹³⁾が挙げられる。

…それぞれの目標が共通しているため、学校段階を超えて小学校から高等学校まで一貫した指

導方法や教材が開発できるのではないだろうか。児童生徒の発達段階を十分に意識して、区市町村立学校では、区市町村の教育委員会が中心となって小中一貫教育の一部として学級活動を位置づけることができる。また、中等教育改革の中で数が増加している中高一貫教育校には連携型、併設型、そして中等教育学校の各タイプがあるが、それぞれで中高一貫型の教育課程を編成する際に、学級活動とホームルーム活動をコアとすることができるのではないだろうか。

上記の林の主張は、特別活動一般についてのものであるが、もし仮に「がん教育」が特別活動に盛り込まれたとすれば、発達段階ごとの繰り返しによる学びの深化が期待できると言えよう。それはつまり「学習内容の系統性」と「学習方法への習熟」が実現できるということである。

ここでの学習内容の系統性とは、二つの意味を成す。その一つめはより積極的に、前の学校段階や前の学年で共通の教材から学んだことを、級友と交流する機会に恵まれるということである。それぞれの教師の創意工夫や実体験などに満ちた個性ある授業から学んだ内容を、また題材から級友と話合うことを通じて学んだ内容を、次の学年、学校段階で学ぶ際に交流¹⁴⁾できるのである。同じ内容の、類似した題材で学んだが、教師ごとに力点の違う授業を経たことで引き出した内容、考えたことが異なる児童生徒が、進級後にさらに、新しい教師のもとで、同じ内容の、類似した題材で学ぶのである。昨年以前に学んだ内容が、仲間との意見交換の中で全く違った内容として再度認識、理解されることもあるだろう。その二つめは、異なる学年や異なる学校段階での学習内容のつながりが前提された教材を開発することで、現場ではより確実な授業実践が行われるということである。現在担任している児童生徒が自分の授業で学んだことが、次の学年、次の学校段階で深められるとすれば、教師の教材研究にも自然と熱が入ることだろう。

またここでの学習方法への習熟である。例えば、外部講師の講演を聞き、学級活動(2)を後続させるカリキュラム・マネジメントを毎年行うとする場合を想定するならば、児童生徒の講演の聞き方は自ずと変わってくるであろうことを意味している。仮にこのカリキュラム・マネジメントの繰り返しがなされれば、講演後に話し合い活動が行われることを意識し、講演を積極的に聞いたり、外部講師への講演内容に対する質問がより活発になされたりするだろう。このことは、カリキュラム・マネジメントが児童生徒の学び方を変える可能性がある、という意味でもある。

学習内容の系統性から、健康にかかわるがん教育は学級活動と連携を図ることで、より高い学習効果や学習内容の深化と定着が望めるのである。まずは特別活動一般について、学校段階を超えた一貫した指導方法や教材の開発が先という印象ももつが、逆にがん教育がその先鞭をつけるのも魅力的かもしれない。

2.2. 自己の課題解決と意思決定

前掲の「学級活動およびホームルーム活動の目標」に関して、小学校学習指導要領（平成29年告示）解説特別活動編、第3章各活動・学校行事の目標及び内容、第1節学級活動、1学級活動の目標、において以下のように説明している。

「学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりする」とは、学級活動「(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」及び学級活動「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」における一連の活動を示している。教師があらかじめ学校として作成した年間指導計画に即し、学級として取り上げる題材を設定して話し合うことを効果的に生かす活動を示したものである。ここでの「自己の課題」とは、児童一人一人が、自らの学習や生活の目標を決めて、その実現に向けて取り組めるものでなければならない。「学級での話し合いを生かして」と「意思決定して実践」することとは、教師の適切な指導の下に、例えば、児童が話し合い活動を通して共通する課題が何かを見いだすこと、一人一人の課題の原因や解決しなければならない理由や背景などをさぐることで、多様な視点から解決方法を考えて見つけること、自己の具体的な実践課題を意思決定し、粘り強く努力することなどである。

なお、「自己の課題の解決」とは、学級活動「(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」で取り上げる題材の特質を示したものであり、「将来の生き方を描くため」については、学級活動「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」で取り上げる題材の特質を示したものである。

がん教育が扱う内容は繊細であり、また個々の児童生徒の成育歴や個人的な体験によってその意味するところや受け取る部分が大きく異なってくる。同じ教材を用いて、同じ教師の授業を同時に受けても、例えばショックを受ける児童生徒とそうでない児童生徒といった違いが出てしまう。その意味で、学級活動(2)においては、学級共通の内容について話し合うが、解決を図るのは「自己の課題」である点で、がん教育にはふさわしいと言えよう。教師から提示される資料等をもとに、仲間の意見を聞いたり、自分の意見を述べたりする中で、授業の内容と自己を照らし合わせ、自分の課題を見出していく。自分の課題であるから、仲間の問題意識や課題を知ることが、自分自身の学習や課題の立て方などについての学びを深めることはもちろんなのだが、その個々人の課題自体を学級に公開する必要は必ずしもないのである。そのことを事前に確認することで、より安心して、自由に学びを深められる児童生徒も存在することだろう。

そして「実践課題を意思決定し、粘り強く努力する」点もがん教育にふさわしいだろう。がん教育での学習内容に関する実践課題を、一人だけで定めることは児童生徒にとって難しいだろう。まずはそのことに「教師の適切な指導の下に」取り組めるのである。教師は話し合い活動をコントロールして、意見交換の場を設け、他人の考えを知ることによって児童生徒に自分の課題を明確化させていく。次に自分の課題をつかみ、実践に向けて努力をしても、くじけそうになったり、例えばがんにかかっている家族の容体に変化したりする中でも、「教師の適切な指導の下に」実践課題を変更、修正、ことによっては一時的に考えなくてもよいことのできるものである。つまり、がんを患う家族をもつ児童生徒などの特殊な状況にある子どもに、がんに関する授業を受けた際の事後支援やケアを行いやすいのである。

授業終末における意思決定や授業後の実践が、児童生徒の個人内に閉じることが可能であるうえに、授業後も題材や実践課題にかかわって、教師からのまなざしや支援を期待できる点で、学級活動(2)は

がん教育との連携を図りやすいと言えるのである。

3. がん教育の定義および目標と特別活動「学級活動(2)」

3.1. がん教育の定義と学級活動(2)

植田（2018）は「学校におけるがん教育の考え方・進め方」の第4章「がん教育の系統性，外部講師の積極的活用，がんの当事者などへの配慮」，第3節「がん教育の保健学習，特別活動，総合的な学習の時間ならびに道徳との連携」，において高等学校での教育活動を例にとり，がん教育における特別活動の位置づけに関して以下のように述べている。

また特別活動のホームルーム活動では，その内容の1つとして「(2) 適応と成長及び健康安全」があり，その中で，「ク 心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立」「ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立」が示されています¹⁵⁾。

そのことを踏まえるならば，がん教育の内容は，保健体育科の科目保健で一定のまとまりとして取り扱う，そしてそれを基に特別活動の時間も積極的に活用して取り扱うことができるといえます。

特にがん教育の内容である「キ）がん者の生活の質」「ク）がん患者の理解と共生」¹⁶⁾については，保健体育科の科目保健（保健教育）でも触れることが可能ですが，特別活動で学ぶことが妥当と考えられます。

植田（2018）は，高等学校での教育活動を例として述べているので「ホームルーム活動」としている。つまりここでは，小学校や中学校における「学級活動(2)」を意味している。「特別活動で学ぶことが妥当」とする，題材ががん教育に合う点以外の，詳細な理由は述べられていない。学校行事中の健康安全・体育的行事（例えば，薬物乱用防止指導など）と関連づけた授業や，保健・健康関連の各種委員会の活動（各校によって名称や機能が異なるが，例えば，保健委員会による全校児童生徒のための「学校保健委員会」実施に向けた調査活動）と連携した授業などの実践が蓄積されていることから，ここでは学級活動(2)の授業とがん教育の連携を考察することとする。

では，がん教育の基本的な枠組みを確認してみたい。がん教育は，文部科学省による「がん教育」の在り方に関する検討会による「学校におけるがん教育の在り方について（報告）」¹⁷⁾（以下，「在り方報告」と表記）の，2学校におけるがん教育の基本的な考え方，(1) がん教育の定義，において，以下のように定義されている。

がん教育は，健康教育の一環として，がんについての正しい理解と，がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して，自他の健康と命の大切さについて学び，共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る教育である。

「健康教育の一環」であり、「自他の健康と命の大切さについて学」ぶとする点から、学級活動(2)と方向性の共通点が見られる。さらには学級活動がその学びにおいて、話し合い活動を重要な方法としている点から、「共感的な理解を深める」ことや、「共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成」にも学級活動(2)は応じることができると言えよう。

3.2. がん教育の目標と学級活動(2)

では、がん教育は何を目標としているのであろうか。がん教育の目標は、「在り方報告」の2学校におけるがん教育の基本的な考え方、(2) がん教育の目標、において以下のように記されている。

①がんについて正しく理解することができるようにする

がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診等について関心をもち、正しい知識を身に付け、適切に対処できる実践力を育成する。また、がんを通じて様々な病気についても理解を深め、健康の保持増進に資する。

②健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする

がんについて学ぶことや、がんと向き合う人々と触れ合うことを通じて、自他の健康と命の大切さに気付き、自己の在り方や生き方を考え、共に生きる社会づくりを目指す態度を育成する。

教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力は、「(1)知識及び技能（何を知っているか、何ができるか）」、「(2)思考力、判断力、表現力等（知っていること、できることをどう使うか）」、「(3)学びに向かう力、人間性等（どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか）」とされている¹⁸⁾。この「資質・能力の三つの柱」は本稿の冒頭で引用した特別活動の第1の目標に対応している。さらにその観点から上記の「がん教育の目標」を整理すると、「(1)知識及び技能」は「がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診等について関心をもち、正しい知識を身に付け、適切に対処できる実践力」に、「(2)思考力、判断力、表現力等」は「がんを通じて様々な病気についても理解を深め、健康の保持増進に資する」に、「(3)学びに向かう力、人間性等」は「がんについて学ぶことや、がんと向き合う人々と触れ合うことを通じて、自他の健康と命の大切さに気付き、自己の在り方や生き方を考え、共に生きる社会づくりを目指す態度」と位置づけられるだろう。さらに「中学校学習指導要領解説 特別活動編」第3章各活動・学校行事の目標と内容、第1節学級活動、1学級活動の目標においては、学級活動において特別活動の目標に掲げる資質・能力を育成する方策が示されている。それらを対比してまとめたものが表2である。

育成を目指す3つの資質・能力に関して、ここから考えられる特別活動、ことに学級活動(2)とがん教育との関連性とは何だろうか。

まず「(1)知識および技能」について、「がんが身近な病気であること」とは、「学級における集団活動」で「協働する」「多様な他者」として、家族が「がん患者」であったり、本人そのものが「がん患者」であったりする級友が想定される¹⁹⁾、ということであろう。また「自律的な生活」とは、「がんの予防、早期発見・検診等について関心をもち、正しい知識を身に付け」、自分事として²⁰⁾「適切

表2 育成を目指す資質・能力の比較と育成する方策

教育課程全体で育成を目指す資質・能力 (学習指導要領)	特別活動で育成を目指す資質・能力 (学習指導要領第5章の第1「目標」)	がん教育で育成を目指す資質・能力 (「在り方報告」における目標より)	特別活動で育成を目指す資質・能力を、学級活動で育成する方策 (学習指導要領解説特別活動編、第3章第1節1学級活動の目標)
(1)知識及び技能（何ができるか、何を知っているか）	多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。	がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診等について関心をもち、正しい知識を身に付け、適切に対処できる実践力	学級における集団活動や自律的な生活を送ることの意義を理解し、そのために必要となることを理解し身に付けるようにする。
(2)思考力、判断力、表現力等（知っていること、できることをどう使うか）	集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。	がんを通じて様々な病気についても理解を深め、健康の保持増進に資する	学級や自己の生活、人間関係をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
(3)学びに向かう力、人間性等（どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか）	自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。	がんについて学ぶことや、がんと向き合う人々と触れ合うことを通じて、自他の健康と命の大切さに気付き、自己の在り方や生き方を考え、共に生きる社会づくりを目指す態度	学級における集団活動を通して身に付けたことを生かして、人間関係をよりよく形成し、他者と協働して集団や自己の課題を解決するとともに、将来の生き方を描き、その実現に向けて、日常生活の向上を図ろうとする態度を養う。

(出所)「中学校学習指導要領(平成29年告示)」,「中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別活動編」,「学校におけるがん教育の在り方について(報告)」より作成

に対処」していくことができる生活、などと解することができる。

次に「(2)思考力、判断力、表現力等」については、「がん」や「様々な病気について理解を深め」、「人間関係をよくするための課題を見出し、解決するために話し合い」、「健康の保持増進に資」したり、「意思決定したりすることができるようにする」、といったイメージであろう。がんという一疾病にとどまることなく、「がんを通じて」様々な病気、ひいては健康について理解を深める点で、それまでに得た知識や技能を活用して、思考力や判断力を高める学びの時間が必要であろう。また「健康の保持増進に資する」という点では、がんへの罹患率や死亡率の高まりに鑑みて、単なる一個人の健康をどうするか、ということにとどまらないことは明らかであろう。つまり意思決定を図るには、様々な資料や必要に応じて専門家の説明など、科学的でかつ十分な判断材料が必要なのである。「十分」とは、教室と離れた世界、例えば医療現場の実態や医療従事者と患者の関係性などについて知ることができる、といった意味である。全く病院に縁のない生活をしている児童生徒も存在する。自身と家族の健康そのものの生活からは自己の課題が見つけない場合は、自分を取り巻く社会にはたらきかけるような課題に気づかせるのに「十分」な資料や情報が必要なのである。逆に、たとえ児童生徒の家族の

誰かががんを患っていたとしても、医療全体から見ると、実は一症例でしかない。医療の現場でのがん患者一般の心理的な傾向を知ること、児童生徒はがんを患う自らの家族の個性を、本人の悩みを通じて理解し、よりよいケアができるかもしれない。このように家族や自分とつながりがある人へのはたらきかけや、さらには自分が所属する集団や社会一般へのはたらきかけを含めた意思決定が、児童生徒によってなされることも十分に想定される²¹⁾ということである。

「(3)学びに向かう力、人間性等」については、「がんと向き合う人々と触れ合うこと」の部分、外部講師との出会いと学びの場の設定をイメージさせる。外部講師の話聞いて学ぶ活動は、「自主的」とは言えないかもしれない²²⁾が、体験的な活動として特別活動においては、その特質からも意義がある。「がんと向き合う人々」という「他者」として、医療者や元がん患者といった人々は、外部から来ていただくしかない学校がほとんどであろう。「がんと向き合う人々と触れ合う」ために、医療現場をのぞいたり、がん患者の手を握って話を聞いたりするような体験学習²³⁾を学級全員に保障することはほぼ不可能である。当事者しか知りえない内容が語られたり、資料となる映像、動画等が用いられったりする上に、講師への質問に直接答えていただくような対話の場が設けられることによって、体験的な学習として十分な内容と言える。「自他の健康と命の大切さに気付く」ためには、単なる座学にはおさまらない、より「実践的な」学習活動が必要であろう。さらにカリキュラム・マネジメントによって、外部講師の授業の後続授業として、直後、あるいは翌日以降に学級活動(2)を行うことで、講演内容を級友との話合いや資料などをもとに掘り下げ、個人の課題を探る目的以上に「共に生きる社会づくりを目指す」ような将来の生き方を描く話合い²⁴⁾が行われたり、その実現に向けた意思決定や日常生活の向上が図られたりすることが期待される。

4. がん教育と連携する学級活動(2)の授業づくり

学級活動(2)は、その内容項目の多様性や話合い活動の目的を明確にしきれないなどの問題から、題材に関する知識伝達型の授業に陥ることがある。いかに題材に関心をもたせ、話合い活動の位置付けを明確にするか、さらには「地域によっては、外部講師の活用が不十分である」²⁵⁾点から、外部講師と学級活動(2)の関連を整理し、それらを連続させる授業づくりについて論じる。本稿「2.2 自己の課題解決と意思決定」で引用した「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編」第3章各活動・学校行事の目標と内容、第1節学級活動、1学級活動の目標、を再度参照して論考を進める。

4.1. がん教育、外部講師、題材との出会いの必然性

前述の参照部分中の「教師があらかじめ学校として作成した年間指導計画²⁶⁾に即し、学級として取り上げる題材を設定して話し合う」とは、ある必然性をもって学級活動(2)が行われるべきであることを示している。つまり内容項目をもとにした「題材との出会い方」が問われるのである。その点で、がん教育自体や外部講師による講演や授業においても同様である。あらかじめ関連教科の授業でがん教育とのつながりに言及したり、児童生徒に事前のがんに関する知識量やレディネスを探るアンケートを行いながら、後日来校する外部講師による講演の意義の一端を伝えたりする準備等が、学習内容

との無理のない出会いにつながるであろう。

外部講師による授業は、がん教育が加えられた平成24年（2012年）の「がん対策推進基本計画（第2期）」²⁷⁾ から推進されている。平成28年（2016年）には文部科学省より「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」²⁸⁾（以下、「外部講師ガイドライン」と表記）が出された。「外部講師ガイドライン」、第2章外部講師を活用したがん教育の進め方、1がん教育の進め方の基本方針、外部講師を活用したがん教育の進め方の基本方針、②学校教育活動全体で健康教育の一環として行う、には以下のように示されている。

保健体育科を中心に学校の実情に応じて教育活動全体を通じて適切に行うことが大切である。学級担任や教科担任、保健主事などが中心となって健康教育の一環として企画するものであり、必要に応じ、養護教諭とも連携する。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、生涯にわたって健康な生活を送るための基礎が培われるよう配慮する。

外部講師の活用においても、全職員周知による全校体制でのぞみ、それぞれの分掌の専門性を生かした協力体制のもとでの推進が求められている。例えば、外部講師の派遣のみが先に決められてしまうと、教師側の準備不足などから児童生徒はがん教育の内容と唐突に出会うことになり、学ぶ意欲や関心が不十分うちに終了してしまったり、学校側は外部講師、および外部講師その人のよさを引き出せなかったりするかもしれない。外部講師による講演や授業のみをもってがん教育とは言え

企画		打合せ	準備
学校内	保健主事や授業を担当する保健体育教諭や学級担任などを中心に核となる教員を決め関係教職員と連携しつつ、外部講師を活用したがん教育を企画する。 ・どんなテーマで ・いつ ・だれを講師に	外部講師を活用したがん教育の実施に向けて、教職員の共通理解を図り、実施内容等について話し合う。また、教科書やがん教育にかかわるビデオ、パンフレットなどの資料を準備し、外部講師を活用したがん教育の講師予定者との打合せに備える。	当日児童生徒に配布する資料や使用する視聴覚機材を準備する。 必要な場合には事前学習・事前指導等を行う。
	外部講師を活用したがん教育の企画に合わせて、関係機関に講師の派遣を依頼する。 ・事前打診 ・正式依頼状送付 ・打合せ日程調整	外部講師を活用したがん教育の講師予定者と当日の指導内容や指導方法について打合せを行う。 ・詳細な日程 ・講師と学校の役割分担 ・準備品等 ・指導上の留意事項の確認	資料や視聴覚機材についての最終確認を行う。 講師と教員との役割分担についても確認する。

図1 「外部講師ガイドライン」 p.10 より

ないことは、その定義と目標から明らかであることはこれまで確認した通りである。「外部講師ガイドライン」には、「がん教育実施上の手順（例）」の一部として図1が記されている。

学級活動(2)の全学級での実践を想定するうえでは、図1の「企画」の「学校内」の部分に特別活動主任や該当学級の担任が加わることになる。つまり外部講師の講演や授業後に、全学級で話し合い活動(2)を行うということである。健康教育の一環として行われる点で、学校行事等の枠組みで実施する場合は、保健体育科主任や保健主事、養護教諭などとの特別活動主任の連携は不可欠である。また学級単独の場合は、該当学級の担任が特別活動主任の代わりに企画に加わることになろう。つまり外部講師が特定の学級のみに入ってがん教育を行う場合や、外部講師の授業や講演後に特定のクラスのみが話し合い活動(2)を後続させる場合である。いずれにしても学級活動(2)を想定して、児童生徒をどのように題材、つまりは外部講師や学び自体に出会わせるかが重要なのである。

4.2. がん教育における話し合い活動と題材の必要感、切実感、有用感

佐野（2019）は、話し合い活動によって「望ましい合意形成や意思決定の仕方を体得させるために、次のことに留意して指導する。」として、その第1番に「必要感や切実感のある議題や題材を設定する」ことを挙げている²⁹⁾。話し合い活動は、自己の課題を解決するための意思決定のための有効な一つの方法である。その方法ばかりに時間を費やすわけにもいかないが、個々の児童生徒にとってのよりよい意思決定のためには話し合い活動の充実が不可欠である。

では佐野が指摘する「必要感」「切実感」とは、がん教育と連携する学級活動(2)においては、どのようなことだろうか。

児童生徒が題材に「必要感」を感じるには、先立って題材に関する知識や理解が必要である。全く知らないことに対しては、それについて学ぶことが自分にとって必要か否かは判断がつかない。その点で、大部分の児童生徒にとってがんは、日常生活からは少し遠い存在であろう。またがんをめぐる問題として、例えば医療は日進月歩以上の変化と進歩を遂げている。専門的な知識のうち、何を、どう選択して、どのような方法で児童生徒に伝えるかという点は、難しい問題である。「外部講師ガイドライン」、第2章外部講師を活用したがん教育の進め方、3がん教育実施上の留意点、(2)外部講師、には以下のように示されている。

がんに関する科学的根拠に基づいた理解をねらいとした場合は、専門的な内容を含むため、学校医、がん専門医（がん診療連携拠点病院の活用を考慮）など、医療従事者による指導が効果的と考えられる。

（中略）

ただし、それぞれの専門性は備えていても児童生徒に対する教育指導に関しては専門家ではないので、事前に講師候補者に対し、学習指導上の留意点について共有する。また、これらの関係者との連携は重要であるが、授業計画の作成に当たっては、授業を企画する教員が主体となるよう留意すべきである。

医師や看護師など、専門家としての外部講師に授業を依頼する意義がここにあり、授業のデザインやコーディネートは教師がイニシアティブをとること、つまり「学校が主体となって企画・運営を行う」³⁰⁾ことは至極、納得のいくことである。それぞれの専門性を生かし合う授業づくりやカリキュラム・マネジメントが必要と言える。そこから考えると、がん教育と連携する学級活動(2)は、外部講師の講演や授業によってがんに対する正しい情報や知識を児童生徒に伝達や整理された後の授業とするか、あるいは学級活動(2)の中に外部講師を位置付ける、といった形態が有効と言えそうである。つまり外部講師による授業や講演内容に、学級活動(2)の題材や話し合い活動への児童生徒にとっての必要感を高める要素を期待する、より意図的には事前の打ち合わせで講演内容について、後続授業の題材に対する児童生徒にとっての必要感を高めるように教師の側が外部講師に依頼したうえで、外部講師による授業を行うということである。

次に児童生徒にとっての「切実感」を考えたい。題材に対する切実感とは、題材が自分にもよくあてはまっており、直接影響することを知っており、さらにはそのことを強く感じられる必要があることになる³¹⁾。何かが自分にもよくあてはまると感じさせる授業展開や教材提示に関しては、個々の児童生徒の日々の様子をよく理解している学級担任の教師が適しているかもしれない。科学的な知見に基づくウェブ上の教材³²⁾を適切に用いるなら、学級の児童生徒の実情に与した工夫ある提示や配慮ある展開を期待できるだろう。例えば統計的なデータや研究成果などから、外部講師である医療従事者が、確率的にどの児童生徒にもかなりの高率で何かが当てはまる、と伝えたとしても、数字と自分という存在を結び付け、さらにがんを想起することが難しいと感じる層の児童生徒が存在するかもしれない³³⁾。もしそうだとすれば、このねらいの達成には、元がん患者である外部講師の方がふさわしいかもしれない。つまり元がん患者である外部講師は世代の違いから、自分にもよくあてはまる点において、児童生徒に自分の家族、つまり両親や祖父母などを想起させやすい、ということである。またあるいは、生活感のある闘病生活を語りの内容に含むことで、自分や家族の生活との関連性に気づきやすいということから、自分にもよくあてはまると感じさせやすいかもしれない。

ではここに「有用感」を加えるのはどうだろうか。それはつまり、題材に関して学ぶことが、また仲間と話合うことが、役に立つと児童生徒にとって感じられる授業展開にする、ということである。あるいは授業が進む中で、児童生徒が、話し合い活動等で自分が得ていることの価値に気付いたり、この先の自分のよりよい在り方を、漠然としているかもしれないが、期待をもってイメージしたりできる、ということである。このことをがん教育の文脈にそって考えるなら、児童生徒が、将来にわたるより健康な自分の姿をイメージできたり、その実現に向けた具体的で、役に立つ方策を知ったりすることができる、といったことであろう。そしてひいては家族や自分が所属する集団へ、学習内容を伝えたい、つまりはがん教育の定義にある「自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成」と言えるだろう。このことを教えるのには、まさに医療従事者の協力が必要である。データや症例から、具体的な予防法や早期発見への手引き、がん発見後の対処などは医療従事者でなければ適切に³⁴⁾伝えられないことが多いのである。「担任の先生も知らないことを教えてくれる」「お医者さんや看護師さんたちが、そんなにも大切なことにかかわって働いているとは知らなかった」といった印象、つまり講演内容や学習内容に対する有用感を児童生徒

がもてば、話し合い活動は自分自身の意思決定に向けて深まっていくことだろう。

こうした必要感、切実感、有用感のある題材について学ぶ中で、話し合い活動は行われる。外部講師の言葉から、必要感、切実感、有用感をより強くされた題材を有した学級活動(2)の話し合いが、いつにも増して活発となることは十分に期待されるのである。

4.3. 外部講師による講演や授業に後続させる学級活動(2)の授業づくりにおける提案と留意点

4.3.1. 後続授業としての位置付け

以上より、外部講師による授業や講演に①がんをめぐる自己の課題の発見とよりよい意思決定に必要な知識の児童生徒への伝達、②題材に対する児童生徒の必要感・切実感・有用感の高揚、等が期待できると言える。そこで、ここでは外部講師による講演や授業が行われた後に実施される学級活動(2)を想定したい。「外部講師ガイドライン」では、「外部講師を活用したがん教育」の後に「実施後の指導」「評価まとめ」を以下の図2のように求めている。

外部講師による講演や授業に学級活動(2)を後続させるということとして、図2における「実施後の指導」の代わりに学級活動(2)を実施すること、あるいは「外部講師を活用したがん教育」と「実施後の指導」の間に学級活動(2)を挿入することが想定される。さらには講演や授業後、即学級活動(2)を後続させる場合には、外部講師にその教室に入っていただくこと³⁵⁾も想定される。どのような形態を選択するかは、図2の通り「学校の実情に応じて」ということになるだろう。

むしろここで着目すべきなのは、図2における「実施後の指導」の「外部講師との調整」の部分であろう。講演や授業後に外部講師から情報を得ることで、後続する学級活動を充実させたい。学校の雰囲気や話を聞く児童生徒の様子に関する印象といった情報は、よい内容なら児童生徒は学習内容の

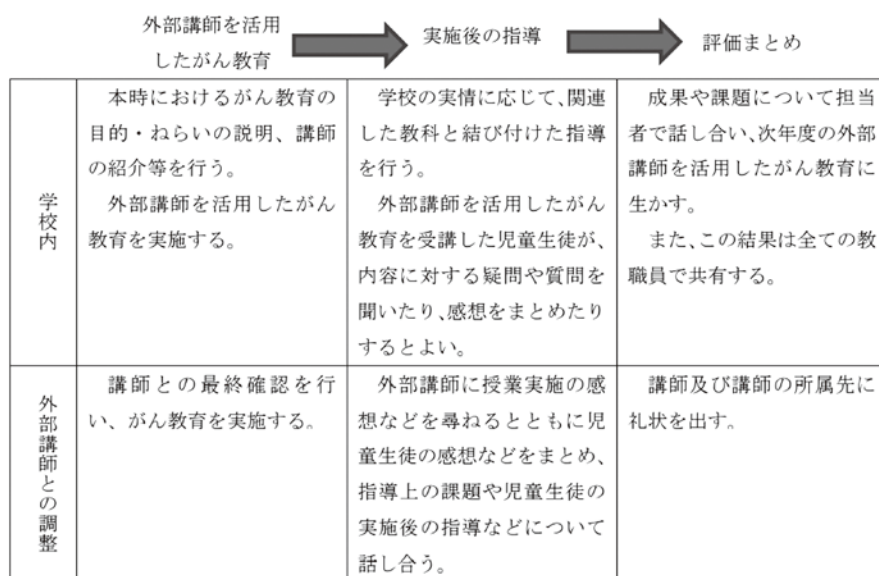


図2 「外部講師ガイドライン」 p.11 より

追究を行う後続の授業に意欲的になるだろう。また外部講師が言い足りなかった内容などは、後続授業で補足すべきことを含んでいる場合がある。

4.3.2. 後続授業としての学級活動(2)の題材の意味

外部講師による講演や授業で、児童生徒は教室内では学びきれない、新しく、多種多様で専門的な情報やことがらなどを学ぶ。さらに同じ学習内容から引き出すことや、つなげて考えるこれまでの経験や知識、そして学びに伴う感情や感想は一人一人全く違う。つまり個性的に学ぶのである。その広がりのある学びを、後続する学級活動の題材は「整理」し、級友と深めていく「方向付け」を行うことになる。

外部講師は、「在り方報告」に示された様々な内容(表3)³⁶⁾に関する授業や講演を行う。それらは、外部講師の専門性から複数の内容におよぶ。そこでの学びを手がかりに、学級活動では題材にそって児童生徒は自己の課題を発見する。つまり外部講師の講演や授業で児童生徒は新しく、がんに関する広範な内容を自由に、個性的に学び、学級活動では「自分事として捉えることができる」³⁷⁾ 題材から自分を振り返り、級友と話し合う中で自他の健康の維持増進に関する課題を見つけるのである。

学級活動(2)は、外部講師からの広汎な学習内容を、学級担任による題材で整理したり、学習内容を付け加えたり、深化させたりして、児童生徒の意思決定にもとづいて、日常生活化を図る営みを行う役割を担うのである。

表3 がん教育の具体的な内容

記号	内容
ア	がんとは（がんの要因等）
イ	がんの種類とその経過
ウ	我が国のがんの状況
エ	がんの予防
オ	がんの早期発見・がん検診
カ	がんの治療法
キ	がん治療における緩和ケア
ク	がん患者の生活の質
ケ	がん患者への理解と共生

※「在り方報告」から筆者が作成。記号はママ。

4.3.3. 児童生徒の実態を把握する事前指導における事前調査・アンケートの在り方

文部科学省は「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編」，第3章各活動・学校行事の目標と内容，第1節学級活動，1学級活動の目標，において，学級活動(2)および(3)における学習過程の例を示している（図3）。

図3の①問題の発見・確認では，学級へのアンケート結果を用いることがある。題材に関する学級

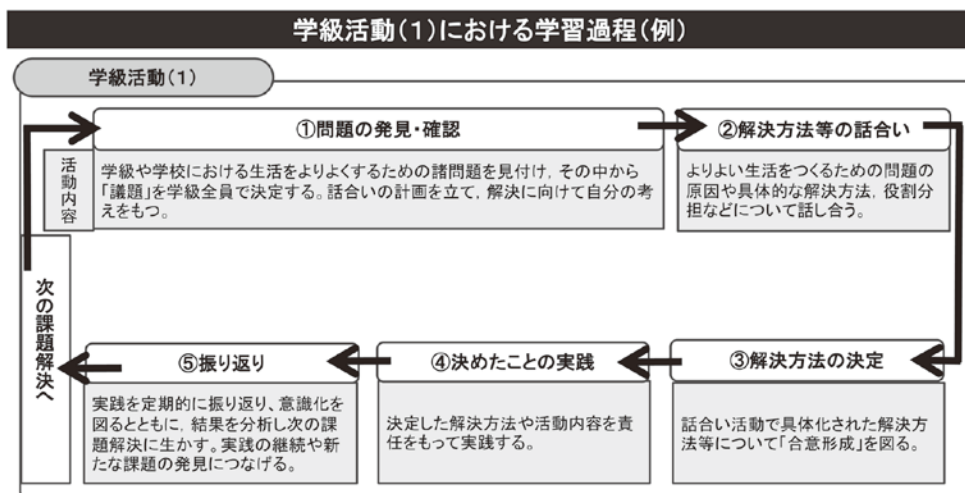


図3 学級活動(2)(3)における学習過程(例)

の実態や自分の現状を知るために、学級活動の前にとっておいたアンケートの結果を導入などの冒頭に公開するのである。そのことを通じて、①「級友はどのようなことを考えているのか」とか「級友はこんな時にはどうしているか」と疑問をもたせたり、知りたい気持ちにさせたりして、話し合い活動の必要感を高める、②事前に題材に関する問題意識を高める、といったねらいがある。その意義は、「事前に、題材を提示したりアンケートを実施したりして児童が自己の現状を把握したり、解決すべき共通の課題を理解したりします。また、児童の実態に即した指導にするために、事前に教師が指導の構想をもつようにします。」³⁸⁾とされている。こうした目的のアンケートの活用について、2つの提案をしたい。

初めに、外部講師による講演や授業の前にアンケートを採り、後続する学級活動の中で示す形態である。アンケート項目として、例えば「がんについて知っていること」「がんと聞いて思い浮かべること」「がんにかかりやすい状況とは」「がんの治療法について知っていること」などを想定しよう。この集計自体が興味深い、集計結果の公開は外部講師の話の後であるから、児童生徒は「外部講師の講演や授業を受ける前と受けた後での違い」を通じて学校や自分の実態を知ることになる。事前アンケートの結果を公開し、再度、外部講師の話を聞いて「どれくらい知識が増えたか」「がんと聞いて何を思い浮かべるようになったか」「がんにかかりやすい状況をいくつ説明できるようになったか」「がんの治療法にはどのようなものがあるか」といったことを、挙手の人数で把握するようなイメージである。

まず単純に、児童生徒は知識量が増えたことを実感するだろう。増えた知識のうち、「自分にとって最も印象深かったものとその理由」を児童生徒に伝え合わせるなら、学びにおける自他の相違点について気付けるだろう。また自分のもっていた情報のあいまいさや、情報の出どころや信ぴょう性についても気付くかもしれない。例えば「健康に関する正しい情報をどのように得るべきか」についての話し合い活動を設けるなら、病気についてのメディア・リテラシーやより広くヘルスリテラシー³⁹⁾

に関する生活上の課題について考えられる。あるいは自分の生活習慣の見直しにもつながるだろう。自分の食生活とはどのようなものであるか、健康診断が定期的になされるのにはどのような意味があるかなど、外部講師に出会う前後での自己モニタリングの変化に気付くだろう。

いずれにしても、外部講師の授業や講演の前後で同じアンケート（質問）を繰り返すことは、児童生徒は学級の実態や自分自身の変化に気付きやすくし、学級活動での学びに意欲的になるだろう⁴⁰⁾。なおこの形態でのアンケート活用は、外部講師の授業や講演の直後に学級活動を行う場合でも、日を改めて行う場合でも活用可能である。

次は、外部講師による授業や講演後に児童生徒が取り組むワークシート等への記述内容を、アンケートの代わりとして学級活動で活用する形態である。前掲の形態は「量」による実態把握が中心であるが、これは「質」による実態把握の色彩が濃いと言える。無論、例えば記述内容からテーマ別に分類して、量のデータとして提示することも可能である。しかしこの形態が魅力的であるのは、後続する学級活動(2)の題材や教師が構想する授業展開に合致する記述を意図的に選択できる点や、授業展開をワークシートに記述された児童生徒の感想に合わせて調整できたりする点である。例えば、導入時に用いたい内容の記述した児童生徒本人に、名前とともに公開してよいか確認できたり、学級活動の授業での発言、補足説明等を依頼したりできる。あるいは悲観的な記述が多く見られた場合は、学級活動の授業の前にその原因を探ることができるのである。その原因に応じる授業展開とするならば、日ごろの信頼ある学級担任による安心感のある授業とも相まって、必ずや「勉強できてよかった」と児童生徒が感じる授業を行えることだろう。この形態の場合は慎重である分、時間を要する。したがって外部講師の講演や授業から時間をおいて学級活動を行うこととなる。

3つ目は、前の2つを合わせた形態である。外部講師の講演や授業の前にアンケートを実施し、さらに授業や講演後に記述するワークシート等の内容とアンケートの集計内容の両方を活用するものである。この形態では時間がかかるので、外部講師の講演や授業の直後に学級活動を実施するのは難しいかもしれない。しかし児童生徒が学んだことや疑問に感じたことを、外部講師に出会う前の情報とも比較しながら量と質の面から把握できる点で優れている。後続する学級活動では、教師の意図的指名による発言を複数の児童生徒に促し、それらを結び付けて授業展開を図ることもできるだろう。学級全体の話合い活動はもちろんだが、二人組や四人組等での話合いにおいても、メンバー間でかみ合わせたい主張の組み合わせや、対立から考えさせたい組み合わせなどに着目したグループ分けによる授業展開も可能となるだろう。

5. 今後の課題

学級活動(1)に比べ、先行研究の数が極めて少ない学級活動(2)であるが、本稿が問題としている内容項目「ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の育成」に関する実践が、現在のいわゆる“コロナ禍”を経て徐々に増えてくるのではないだろうか。しかしcovid-19に関してすべてがわかったわけではないし、それとそれをめぐる社会の状況は刻々と変化している。単なる知識の伝達の授業や羅列された禁止事項の確認のみをもって、学級活動(2)とされてはならない。がん教育の目標は「がんを通じて様々

な病気についても理解を深め、健康の保持増進に資する」点も含むことから、それらの実践の成果も踏まえて、covid-19を前提として、生活さえも含めて、学級活動(2)はより豊かに「健康教育としてのがん教育」を語ることができるだろう。まさに「国民の持つべきがんについての教養の到達点」⁴¹⁾となるべく、学校でのがん教育の実践をみがくとともに、息長く実践され続けることが求められている。

その実現ためには、まず「平成30年度におけるがん教育の実施状況調査の結果について」⁴²⁾の内容の詳しい分析が必要であろう。「がん教育の実施方法」に関する質問項目において、特別活動と回答している学校があるが、問題はその枠組みや具体的な授業方法である。その中にすぐれた実践が含まれている可能性がある。また外部講師と関連付けた特別活動の形態としては、どのようなものが含まれているのだろうか。数値によるまとめだけであるこの調査や類似したデータの内幕が、さらなる授業実践の質を向上させる土台となることであろう。

なお本稿は、授業づくりの留意点までであり、外部講師による講演や授業に学級活動(2)を後続させる具体的な、学習指導案レベルの授業提案には至っていない。その点は稿を改めることとする。

注

- 1) 文部科学省 2017,「中学校学習指導要領(平成29年告示)」Available at : https://www.mext.go.jp/content/1413522_002.pdf. Accessed December 1, 2020 なお本稿の英文タイトルでの「特別活動」には、以下に従い,“special activities”を充てている。文部科学省 2017,「平成29年改訂小学校学習指導要領英訳版(仮訳)」Available at : https://www.mext.go.jp/content/20201008-mxt_kyoiku02-000005241_1.pdf. Accessed December 1, 2020
- 2) 厚生労働省 2007,「がん対策推進基本計画(第1期)」〈平成19年6月〉Available at : https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/gan_keikaku03.pdf. Accessed December 1, 2020
- 3) 厚生労働省 2012,「がん対策推進基本計画(第2期)」〈平成24年6月〉Available at : https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/gan_keikaku02.pdf. Accessed December 1, 2020
- 4) 厚生労働省 2018,「がん対策推進基本計画(第3期)〈平成30年3月9日〉」Available at : <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000196975.pdf>. Accessed December 1, 2020
- 5) 例えば、文部科学省 2017,「がん教育推進のための教材 指導参考資料」Available at : https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1385781.htm. Accessed December 1, 2020, 新潟県教育委員会2018,「学校におけるがん教育の手引き」Available at : <http://npdas.pref.niigata.lg.jp/hokentaiiku/5c9c1d0336ca3.pdf>. Accessed December 1, 2020, など
- 6) 例えば、文部科学省「がん教育総合支援事業におけるモデル校の取組」Available at : https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1386959.htm. Accessed December 1, 2020, など
- 7) 植田誠治 2018,『学校におけるがん教育の考え方・進め方』大修館書店, p.54
- 8) 犬塚文雄編著 2013,『新・教職課程シリーズ特別活動論』一芸社, p.5
- 9) 植田誠治 2018,『学校におけるがん教育の考え方・進め方』大修館書店, 特にpp.52-56
- 10) 林尚示 2019,『教師のための教育学シリーズ9 特別活動 改訂版—総合的な学習(探究)の時間とともに—』学文社, pp.4-5
- 11) 文部科学省 2017,「小学校学習指導要領(平成29年告示)」Available at : https://www.mext.go.jp/content/1413522_001.pdf. Accessed December 1, 2020

- 12) 文部科学省 2018,「高等学校学習指導要領(平成30年告示)」Available at : https://www.mext.go.jp/content/1384661_6_1_3.pdf. Accessed December 1, 2020
- 13) 林尚示 2019,『教師のための教育学シリーズ9 特別活動 改訂版—総合的な学習(探究)の時間とともに—』学文社, pp.46-47
- 14) ここでの「交流」は授業の中で自然になされるものを想定している。無論, 授業の目的を「昨年度までの学習内容の交流そのもの」にすることも可能ではある。
- 15) この引用部分の前には「学習指導要領(平成21年告示)」第5章特別活動, 第1目標, が引用されている。つまり「特別活動全体におけるホームルーム活動(2)」という文脈の中で, 引用部分が述べられている。また本稿の表1との記号や文言のずれは, 出版時期と学習指導要領の改定時期からの問題である。文部科学省 2009,「高等学校学習指導要領(平成21年告示)」, Available at : <https://www.nier.go.jp/guideline/h20h/index.htm>. Accessed December 1, 2020
- 16) 左側のカタカナ記号は,「表1 本書におけるがん教育の内容」植田(2018), p.52に対応している。参照するうえで, 文部科学省(2015)「学校におけるがん教育の在り方について(報告)」の分類によるものと若干違う点に注意を要する。
- 17) 文部科学省 2015,「学校におけるがん教育の在り方について(報告)」Available at : https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2016/04/22/1369993_1_1.pdf. Accessed December 1, 2020
- 18) 文部科学省 2017,「中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編」, Available at : https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_001.pdf. Accessed December 1, 2020, pp.34-39
- 19) がんでの死亡率が人生の後半で急激に高まることを考えると, 現在には必ずしも家族にがん患者を含まなくとも, 将来的にはどの家族においても中年以降のどれかが罹患することが十分に想定されうる。世代別死亡率については以下を参照。国立がんセンターがん情報サービス「最新がん統計」(更新・確認日:2020年07月06日) Available at : https://ganjoho.jp/reg_stat/statistics/stat/summary.html, Accessed December 1, 2020
- 20) 日本におけるがん検診の受診率が, 欧米に比べて低いことが「がん対策推進基本計画」の背景の一つであった点, また義務教育段階では様々な「習慣の確立」が教育目標に掲げられているので健診や検診を教材として扱いやすい点に鑑みて,「自分事として」という文言を付した。厚生労働省 2007,「がん対策推進基本計画」 Available at : https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/gan_keikaku03.pdf, Accessed December 1, 2020
- 21) 例えば「まだがんにかかっていない家族の健康を守ることができるように, 毎年がん検診をすすめる」「遠くに住む祖父母に健康を守ることについて手紙を書きたい」「みんなの健康を意識して自分が所属する保健委員会での役割を果たしたい」あるいは「がんを患う家族が治療に集中できるように, 家の手伝いをする」といった, 他者へのはたらきかけを含む意思決定がなされることもあるだろう。その意思決定の内容のうち, 授業内で意見交流しきれないものなどが授業終末でワークシートへ記される。授業内での発言として伝えられなかったとしても, 教師を通じて仲間の記述内容の紹介として, 学級へのフィードバックは可能である。教師が代読するにしても, こうした児童生徒自身の言葉による教育力は絶大である。「同じ年齢, 同じ場にも, 他人の健康を思いやる仲間がいる」,「自分が所属する学校内の組織を通じて自分の学びの成果を発信できる」といった気付きが価値観や行動の変容に寄与する。無論, 当該児童生徒への配慮と慎重な事前の確認(ワークシートの内容を仲間に伝えることの承諾や名前の公表の可否など)が必要である。学級活動(2)の学びに関して, 個の意思決定を集団に広げて, 自分の意思決定内容と比較させることで考えを深めさせたり, 決めたことを継続して実践する意欲づけにつなげたりする手法と成果を, 学校現場は十分に蓄積している。
- 22) しかし事前に児童生徒の問題意識を掘り起こし,「自主的」に近づけることはできるし, その努力こそが児童生

徒の学びにとって大切である。年間指導計画に位置付けられた外部講師による授業の時期に合わせて、例えば次のような手だてが考えられる。(外部講師の授業が)学級単位の場合：該当学級で外部講師による授業の意義を理解する時間を設け、家族と話し合ったうえで児童生徒に事前の質問状を書かせる時間を設ける。学校・学年単位の場合：①特別活動主任や養護教諭、保健委員会担当教師などが、全学級担任に健康問題(学校の状況次第では、より踏み込んで「がん(医療)」など)にかかわる児童生徒の生活日記への記述がないか、日ごろから注意して収集するように依頼する(より積極的にはそのテーマ自体での記述をする時間を全学級担任に求める)。学級担任から収集した記述を保健委員会で検討して、保健委員が講師への依頼状を書くとともに集会等でそれらの活動の経過を全校に報告したうえで、外部講師による授業を行う。②保健委員に、外部講師による授業の意義やねらいを担当教員から伝え、その成功に向けて保健委員会としてできることを話し合う。それらを保健委員会の役員から児童会・生徒会役員に伝達し、学校の紹介や事前質問を加えた依頼状を児童会・生徒会から出すように保健委員が依頼する。

- 23) 医療の現場での体験学習として、職場体験学習はのがん教育への可能性として注目できる。がん教育にかかわる体験内容や取材内容を、病院や緩和ケア病棟で体験学習を行った生徒に報告させる場を設けるのである。それらは生徒に対してのみならず、医療現場の何が、がん教育にかかわって生徒の学びになったのかという点は、教師にも新たな学びを与えることにもなるだろう。
- 24) こうした話し合い活動は学級活動(3)も想起させる。外部講師の語りのうち、その人の人生全体におけるキャリアやより狭く職業生活上のキャリア、その職業でしか知りえない部分・経験できない部分などへ焦点化させる指導も可能である点から、また注23のような授業の在り方から、さらには学級活動(3)そのものが今回の学習指導要領の改訂で登場した点からも、がん教育と学級活動(3)の連携も大きな可能性を有すると言える。これらの点については稿を改める。
- 25) 厚生労働省 2017,「がん対策推進基本計画(第3期)〈平成29年10月〉」Available at : <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000196973.pdf>. Accessed December 1, 2020, p.73
- 26) 文部科学省 2016,「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」Available at : https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2016/06/16/1369991.pdf. Accessed December 1, 2020の第2章外部講師を活用したがん教育の進め方, 2がん教育実施上の手順(例), ポイント, に「④年度当初の職員会議等で, 「学校保健計画」に基づき外部講師を活用したがん教育の開催予定を周知するなど, 情報を共有する。」とある。本稿では, がん教育における学級活動(2)との連携を論考しているので, 「特別活動の年間計画」にも位置付ける必要があることを確認したい。
- 27) 厚生労働省 2012,「がん対策推進基本計画(第2期)〈平成24年6月〉」Available at : https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/gan_keikaku02.pdf. Accessed December 1, 2020
- 28) 文部科学省 2016,「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」Available at : https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2016/06/16/1369991.pdf. Accessed December 1, 2020
- 29) 佐野和久 2019,「話し合い活動(討議法)」, 日本特別活動学会編『三訂 キーワードで拓く新しい特別活動 平成29年版・30年版学習指導要領対応』東洋館出版社, p.109
- 30) 文部科学省 2016,「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」Available at : https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2016/06/16/1369991.pdf. Accessed December 1, 2020, p.10
- 31) 旺文社 2011,『標準国語辞典第七版』, p.597「切実：自分の身に直接影響するのを身にしみて心に強く感じるようす」
- 32) 例えば, 文部科学省 2017,「がん教育推進のための教材 指導参考資料」Available at : https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1385781.htm. Accessed December 1, 2020, 新潟県教育委員会2018,「学校におけるがん教育の手引き」Available at : <http://npdas.pref.niigata.lg.jp/hokentaiiku/5c9c1d0336ca3.pdf>.

Accessed December 1, 2020, など

- 33) 児童生徒の立場になって講演や授業を準備されている医療者のご努力を否定する意味ではない。元がん患者の講演や学級担任の授業の方が優れている、という意味でもない。
- 34) ここで言う「適切に」とは、逆説的にはあるが、「100 %の予防法はない」といった事実の伝達も含んでいる。そのことがかえって「健診」や「検診」に関する情報の有用性を高めることも付言する。
- 35) この際にはさらなる教育効果が望める。留意点は、あくまで学級活動を行ううえで必要なことや先行した講演・授業内容の補足、授業終末等での学習活動の様子に対するフィードバック等、外部講師の出どころや役割に関する入念な打ち合わせが不可欠である点である。例えば、全校対象の講演会後に特定の学級のための学級活動に外部講師が入る場合、子どもの発達段階等によっては、感激や憧れなどから授業が「お祭り」化してしまう部分がでてくるかもしれない。
- 36) 文部科学省 2015,「学校におけるがん教育の在り方について(報告)」Available at : https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2016/04/22/1369993_1_1.pdf. Accessed December 1, 2020, pp.2-4
- 37) 文部科学省 2017,「中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別活動編」, Available at : https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_013.pdf. Accessed December 1, 2020, pp.51
- 38) 文部科学省/国立教育政策研究所教育課程研究センター 2019,「特別活動指導資料 みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動(小学校編)」, Available at : https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/tokkatsu_h301220-01.pdf. Accessed December 1, 2020, p.73
- 39) ここでは、「ヘルスリテラシー」を中川恵一 2019,「がん教育によって変わる日本の医療」,『医学のあゆみ』医歯薬出版, 268(4), pp.297-298, の文脈でとらえている。同論中の「逆世代教育」という概念とともに,「がんを保健の基本的な概念を習得する典型教材として位置づける発想」(植田2018)に応じる時,注目すべきである。植田誠治・物部博文・杉崎弘周 2018,『学校におけるがん教育の考え方・進め方』大修館書店, p.43
- 40) こうしたアンケート結果を外部講師にフィードバックすることは,よりよい授業,よりよい学校づくりに大いに資することだろう。全国がん患者団体連合会は,そのHP (<https://www.zenganren.jp>)で「がん教育外部講師のためのeラーニング」を公開している。その中にはよりよい授業づくりに取り組む講師の姿が紹介されている。授業準備の打ち合わせはもちろん,児童生徒の全ワークシートへのメッセージ書きなど,学校側にとっても大変有益な取り組みである。授業前後の外部講師との情報交換や相互評価の伝達の質を高めることは,児童生徒のためになるだけでなく,より進んだ「社会に開かれた教育課程」の実現の提案ともなるだろう。
- 41) 植田誠治・物部博文・杉崎弘周 2018,『学校におけるがん教育の考え方・進め方』大修館書店, p.7
- 42) 文部科学省 2020,「平成30年度におけるがん教育の実施状況調査の結果について」, Available at: https://www.mext.go.jp/content/20200218-mxt_kenshoku-000005036_1.pdf. Accessed December 1, 2020

参考文献

- アルフォンス・デーケン 1996,『死とどう向き合うか』日本放送出版協会
- 天野幸輔 2019,「いのちの教育」,日本特別活動学会編,『三訂 キーワードで拓く新しい特別活動 平成29年度版・30年度版学習指導要領対応』東洋館出版社, p.177
- 天野幸輔 2017,「入学直後4, 5月に4つの視点を網羅する3年間の道徳科4時間の道徳授業」,田沼茂樹編著,『指導と評価の一体化を実現する道徳科カリキュラム・マネジメント 中学校編』学事出版, pp.122-131
- 天野幸輔 2009,「②すべてのいのちを大切に(生命尊重)」,諸富祥彦・植草伸之・齋藤優編著,『11の徳を教

- える 中学校編』明治図書, pp.108-124
- 天野幸輔 2008,「生命尊重の内容項目が毎年繰り返される意義—家族を亡くしたライフストーリーから構想される道徳の時間」,『道徳と教育』日本道徳教育学会事務局, 52(326), pp.49-58,
- 天野幸輔 2006,「4名の乳がん体験者の語りに耳を傾ける授業」,立松喜男・松原好広『中学校「生命の教育」の実践 ～道徳授業を核として～』明治図書, pp.131-142
- 儀賀理暁 2019,「子供たちががん教育で学ぶものは何か」,『日本体育学会大会予稿集』, 70(0), pp.56-56
- 林尚示 2019,『教師のための教育学シリーズ9 特別活動 改訂版—総合的な学習(探究)の時間とともに—』学文社
- 大塚文雄・天野幸輔 2020,「生徒指導における「死」「喪失」「別れ」—個と全体へのアプローチ—」,『名古屋学院大学教職センター年報4』, pp.19-29
- 石丸昌彦・山崎浩司 2018,『死生学のフィールド』放送大学教育振興会
- 林和彦 2017,『子どもと一緒に知る「がん」になるってどんなこと?』セブン&アイ出版
- 河村洋子・助友裕子・片野田耕太 2010,「学童向けがん教育の開発と評価:がん教育の在り方への示唆」,『熊本大学政策研究』熊本大学, 1, pp.69-84
- 物部博文・植田誠治・杉崎弘周・衛藤隆・渡邊正樹・助友裕子・森良一 2014,「日本の児童生徒のがんの原因についての認識と情報源」,『学校保健研究』日本学校保健学会, 56, pp.262-270
- 清水弘美 2018,『新学習指導要領対応 小学校「特別活動」の年間指導モデル』学事出版
- 相馬誠一・伊藤美奈子編著 2020,『月刊生徒指導2020年12月増刊 子どもたちに「いのちと死」の授業を 学校で行う包括的自殺予防プログラム』学事出版
- 杉崎弘周 2020,「子供の実態に関する研究を踏まえたがん教育」,『初等教育資料』996, pp.76-79
- 杉崎弘周 2019,「がん教育って何?どう教えればいいのか?」,『体育科教育8月号』大修館書店, pp.54-55
- 杉崎弘周 2019,「学校におけるがん教育に対する保護者の態度」,『日本小児科学会雑誌』日本小児科学会, 123(9), pp.1433-1435
- 助友裕子 2019,「がん教育におけるアクションリサーチの特徴の検討」,『日本健康教育学会誌』, 27(2), pp.192-194
- 助友裕子・片野田耕太 2012,「都道府県のがん教育・普及啓発の取り組みと第二期への期待」,『保健医療科学』国立保健医療科学院, 61(6), pp.598-606
- 高宮有介・天野幸輔 1993,「ターミナルケア教育」,中川米造・藤崎和彦編『現代のエスプリ 良い医者育てる—21世紀の医療を担う—』至文堂, 313, pp.175-187
- 豊島区立明豊中学校・新宿区立落合第一小学校(編集部取材) 2019,「がん教育から「いのち」を考える(特集いのちの大切さを伝える取り組み)」,『心とからだの健康:子どもの生きる力を育む』健学社, 23(3), pp.12-22
- 植田誠治・物部博文・杉崎弘周 2018,『学校におけるがん教育の考え方・進め方』大修館書店
- 植田誠治・杉崎弘周・物部博文・衛藤隆・渡邊正樹・助友裕子・森良一 2014,「日本の児童生徒のがんについての意識の実態」,『学校保健研究』日本学校保健学会, 56, pp.185-198
- 安井一郎 2018,「新学習指導要領における道徳教育の教育方法的検討:「いのちの教育」を踏まえた特別活動との連携の在り方を考える」,『マテシス・ユニウエルサリス』獨協大学国際教養学部言語文化学科, 19(2), pp.255-279